

意見照会事項及び報告事項の概要

第18回富士山世界文化遺産協議会作業部会の開催に代わる意見照会に伴う「意見照会事項」及び「報告事項」の概要は、次のとおりとなります（詳細は、各資料を御確認ください。）。

【意見照会事項】

1 利用者負担制度について（資料2、2-2）

- ・富士山保全協力金の協力率の向上とともに、不公平感が高まっていることから、令和元年度の利用者負担専門委員会で、「受益者負担の概念を加え、義務的な料金制度の構築を目指し、令和2年度に骨子案を策定する」ことが承認された。（資料2）
- ・作業部会への意見照会及び遺産協議会の承認後、骨子案策定に本格着手する。

2 来訪者管理戦略における次期計画期間の指標・水準及び対策について

（資料3、3-2）

- ・来訪者管理の目標として定めた「望ましい富士登山の在り方」を実現するために指標及び水準を設定するとともに、水準の達成を目指した対策を実施している。
- ・来訪者管理戦略において、概ね5年ごとに指標・水準、対策の評価・見直しを行うこととしており、2020年から新しい計画期間（2020年～2024年）が開始する。
- ・評価・見直しの結果、前回計画期間（2015年～2019年）の指標・水準は変更せず、「モニタリング」による検証を継続するとともに、「対策」を強化し水準の達成を目指す。
- ・引き続き、登山の安全性・快適性を確保する観点から、極めて限定的に発生している著しい混雑の解消を図ること（平準化）を当面の重点目標とする。

3 包括的保存管理計画の改定について（資料4、4-2）

- ・富士山包括的保存管理計画は、資産のみならずその周辺環境を対象として、複数からなる資産を「ひとつの存在」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めている。
- ・平成28年（2016年）に記載した「第9章行動計画の策定・実施」における事業進捗の反映等、必要な時点修正を行う。

4 富士山南麓における送電設備建替計画について（資料5、5-2）

- ・「東京中部間連系設備に係る広域的整備計画」は、東日本エリアと西日本エリア間の融通可能な電力量を増強するため、送電設備等の建替を行うものである。
- ・同計画のうち「佐久間東幹線増強工事」では、世界遺産の緩衝地帯を含む富士山南麓地域において建替を予定している。
- ・事業主体の協力のもと、遺産への影響評価を行った結果、現時点において、世界遺産「富士山」の価値に負の影響が確認又は予見されないことを認める。

【報告事項】

1 遺産影響評価マニュアルの検討状況について（資料6）

- 世界遺産登録及び保全状況の審査において、世界遺産の顕著な普遍的価値が計画されている事業等によって受ける影響を事前に評価する「遺産影響評価（H I A）」の実施を勧告する事例が増加している。
- 第12回学術委員会（令和元年10月21日）及び第17回作業部会（令和元年11月1日）において、世界遺産富士山においてもH I Aを導入すること及びそのためのマニュアルを策定することが承認された。
- 現在は、学術委員会に設置した小委員会で、マニュアルの内容について検討を行っており、学術委員会・作業部会に諮った上で、令和2年度中に遺産協議会の承認を得る予定。